

**令和2年度廃プラスチックの輸出に係る
バーゼル法該非判断基準策定のための検討会（第2回）
議事録**

1. 日時 : 令和2年7月8日(水) 10:00-12:00

2. 場所 : WEB会議

3. 出席者 :

委員(◎座長)

犬飼 健太郎 一般社団法人資源プラ協会 代表理事

◎小島 道一 東アジア・ASEAN 経済研究センター シニア・エコノミスト(日本貿易振興会 アジア経済研究所 新領域研究センター 上席主任調査研究員)

佐々木 創 中央大学経済学部 教授

寺園 淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長

富田 斉 一般社団法人プラスチック循環利用協会 広報学習支援部長

永井 良一 公益社団法人全国産業資源循環連合会 会長

横山 利男 日本プラスチック工業連盟 総務・環境部長

吉田 綾 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター
(循環型社会システム研究室) 主任研究員

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

事務局 株式会社エックス都市研究所

4. 議事次第

1. 開会

2. 議事次第説明

3. 議事

(1) 廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準(案)について

4. 閉会

5. 配布資料

資料1 第1回検討会での主なご指摘事項

資料2 廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準(案)

参考資料1 令和2年度廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準策定のための検討会(第1回)議事録

6. 議事概要

1. 開会

事務局より開会の挨拶。

2. 議事次第説明

事務局より議事次第の説明。

3. 議事

(1) 廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準（案）について

環境省より資料1、資料2の説明。

委員のコメントは以下のとおり

小島座長：以上の説明を踏まえ、御質問と御意見を伺いたい。

佐々木委員：環境汚染を引き起こさないことと経済性を考慮した妥当な判断基準であると思う。二点確認したい。資料2の2頁の規制対象外となる具体例について、製品の製造工程由来であるかどうかを現場で判断できるのか。4頁の産業廃棄物の判断例について、ミックスカラーは規制対象となっているが、2頁で製造工程由来のミックスカラーを規制対象外としている。産業廃棄物と製造工程由来の区別で混乱がないよう表現が例示の写真を変えるか等の工夫した方がよいのではないか。

寺園委員：バーゼル条約は越境移動の規制であり、本基準において国内循環促進を勘案すべき点として記載できないことは理解する。しかし、国内の資源循環促進は、水際対策とも関係するものであるため、考え方としては入れて頂きたい。判断基準案については妥当であると思うが、あくまでも現在の海外における廃プラスチックの選別等の状況と照らし合わせて問題がないという前提であり、今後も海外におけるリサイクルの現状や規制状況の情報収集を継続する必要がある。判断基準案（1）の条件Aについて、異臭がないことも条件にすべきではないか。臭気は外見で判断できず、定量的な判断が難しいことは理解しているが、異臭のある廃プラは、海外でも批判されやすく、汚れと比較して隠しにくいので、臭気に関して規定しないことについては反対の意思を表明しておきたい。

永井委員：該非判断の対象物の中で、製造工程由来、廃棄物、産業廃棄物といった用語が出てくるが、分かりにくいいため、一本化した方がよい。

横山委員：前回検討会の議事録の記載のとおり、判断基準は状況の変化とともに見直されるべきと考えている。将来的な経済状況やリサイクルに対する考え方は不透明であり、数年後には変わっている可能性がある。一定期間が経過したら見直す機会を作って頂きたい。また、可能であれば判断基準の中でも、見直しに関する規定を記載頂きたい。

吉田委員：リサイクルの現状を踏まえ、運用しやすい基準になったと思う。3頁の③製造工程由来のシート状またはロール状のプラスチックに、ベール状のものも追記した方がよいのではないか。また、ベール状のものは製造工程の他、物流から発生することが多

いと思われるため、製造工程「等」としてはどうか。5頁の家電由来の判断例について、製造工程由来とは異なることを明確にした方がよいので、「使用済みの家電由来」としてはどうか。7頁のペットボトル由来の判断例について、破碎されていないペットボトルのべール品が規制対象となることが分かる写真を入れた方がよい。最後に、参考資料に国内のペットボトルリサイクルの参考値が示されている。国内の基準と整合をもつのであれば、同様に不適物の混入の許容割合を定量的に示されるのがよいと思う。

富田委員：6頁の複数のプラ樹脂の混合があるものに関する該非判断基準について、説明文を読むと、ラベルが混入するのは避けがたく、ラベルがPSであってもわずかな混合であれば規制対象外ということになるが、これは条件Aの文言と矛盾するのではないか。環境省；佐々木委員、永井委員からの御指摘について、製品の製造工程由来かどうかを現場で確認することは難しいと認識している。しかし、排出源や排出ルートは事前相談で確認しており、事前相談で得た情報を税関職員に共有するシステムも構築されている。規制対象外の貨物として通関する際に、税関職員が輸出物をチェックし、必要であれば、事前相談の内容を確認するという運用によって、製造工程由来の情報がなければ止めるといった対応が可能である。その他の御意見についても、引き続き検討したい。

犬飼委員：現場の実態に合わせた資料を作成頂き、感謝する。製造工程由来はプレコンシューマーで排出源が明らかなもの、産廃処理由来はポストコンシューマーで排出源が不明なものという区別になるのかと思うが、製造工程の中に、再生事業者についてはどこにあたるか。再生事業者にはたくさんあるが、選別・洗浄の工程がある場合、製品の製造工程に入れてもよいのではないかといいことを質問したい。プレコンシューマーは分かりやすいが、ポストコンシューマーであっても、例えばプラスチックパレット等を洗浄・粉碎して販売する再生事業者の工場は、製品の製造工場とほぼ同等である。

佐々木委員：寺園委員の御指摘について、国内循環が原則というのはその通りであると思うので、本基準の参考部分に記載しておいてよいのではないかといい。また、臭気についても、参考でもよいので触れておくのがよい。容器包装リサイクル法に関する自治体ガイドラインには臭気の項目があり、アジアでは臭気が原因となり不適正処理が発覚するケースが最も多い。

環境省：製造工程の定義に関して、基準を運用する中で、事業者、事前相談員、税関、環境省の地方事務所に寄せられる事例を積み上げてから判断することになると思う。本基準の中でどこまで細かく書き下すかは継続して検討するが、実際に運用する上で現場が混乱しないように考える必要がある。国内循環に関するご指摘については、参考に入れるかを含め検討したい。臭気については、判断基準を運用に落とし込むために、現場レベルで使用されるマニュアル等に臭気の観点を含めるということ考えられる。いずれにしても引き続き検討する。

小島座長：詰めるべき点がいくつかある。委員の御意見を含め環境省と調整し、座長一任にて基準案を決定し、パブコメ前に再度回覧することとしたい。

環境省：今後のスケジュールについて、必要な修正を行い、7月中にはパブコメを開始する。

その後、御意見を踏まえて必要な箇所を修正し、可能な限り早く公布する。

寺園委員：製造工程由来かどうかは、厳密な区分けが難しい場合があると思う。資源循環という場合に、動脈と静脈が繋がる流れがあるので、一概に境界を決めることができないと思う。先程のパレットの例のように、(ポストコンシューマーでも)均一なものを収集して加工される場合は、(一般的な)ポストコンシューマーのものを収集・加工される場合とは異なり、そのリサイクル工程で発生するものは変わる。製品の製造工程で発生する均一な端材を集めてリサイクルする場合は、製造工程由来とってよいかと思うが、そうではない場合もあるだろう。あとは運用でご対応頂ければと思う。

小島座長：ポストコンシューマーでも、単一なものを集め更に選別し、出荷する場合もあれば、様々なものを集め選別する場合もあるので、様々なケースを丁寧に想定したほうがよいというご意見と理解した。

寺園委員：ポストコンシューマーに関しては(一般的には多様な種類が混ざっていて)丁寧な選別が必要になる一方、そうではない場合もあるが、製造工程由来か否かは均一か否かの大きな目安にはなるので運用で対応するには差し支えないだろうという意味で申し上げた。

小島座長：環境省と当方で相談して皆さまに提案する。

永井委員：基準作りはわかりやすくすべきである。日本は産廃と一廃に分かれている。製造工程から出る廃棄物も廃棄物である。それらを区別せずに基準を作るべきではないか。

小島座長：産廃、一廃、製造工程など区別せずに、よりよい表現にすべきとのご意見と理解したので、表現は環境省とも検討したいと思う。

環境省：プレコンシューマー、ポストコンシューマーという概念も画一的なものがないため、明確な境界がない。工程や回収ルートにも様々なケースがあり、多くの例外が出てくると思う。全てを判断基準に落とし込むのは難しいと思うので、運用での対応も含め、座長と相談して検討する。

4. 閉会

閉会にあたり、環境省廃棄物規制課長より挨拶。